

各種相談案内

※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日

7月8日～8月7日

| 相談名 | 日時 | 場所 | 問合せ |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 無料税務相談(予約制) | 7月9日(火)・8月6日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00 ※次回は9月10日(火)を予定 | 市役所相談室 1-C(税務課前) | 税務課市民税係(☎594-5518) ※前日までにお申込みください。 |
| 市税等の夜間納税・相談 | 7月25日(木)・26日(金) 19:45まで | 納税課納税係(☎594-5520) | |
| 行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談) | 7月24日(水) 10:00～12:00 | 市役所 市民課相談室 | 市民課市民相談係 (☎594-5529) |
| 法律相談(予約制) | 弁護士 毎週水曜日 司法書士 第1・3金曜日 | | |
| 市民相談 | 毎週月～金曜日 9:00～16:00 | | |
| 消費生活相談・多重債務相談 | 毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 | 消費生活センター(☎511-8800) | |
| 人権相談 | 7月23日(火) 13:30～15:30(受付は15:00まで) | 企画課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506) | |
| 女性相談(予約制) | 7月8日(月)・24日(水)、8月7日(水) 10:00～16:00(1人50分) | | |
| 教育相談 | 毎週月～金曜日 8:30～16:30 | 教育センター(☎591-2176) | |
| ことばの相談(未就学児対象) | 毎週月～金曜日 9:00～16:00 | 児童発達支援センター(☎592-8876) | |
| 子どもの相談(育児、しつけ等) | | こども課子育て支援担当(☎594-5537) | |
| 緑のなんでも相談 | 8月5日(月) 10:00～12:00 | 総合公園(☎592-4050) | |
| 心配ごと相談 | 毎週水曜日 9:30～11:30 | 総合福祉センター | 社会福祉協議会(☎593-2961) |
| 結婚相談 | 7月20日(土)、8月6日(火) 13:30～15:30 | | |
| ボランティア相談 | 7月19日(金) 13:30～15:30 | 市役所1階ロビー | |
| | 8月3日(土) 10:00～12:00 | 総合福祉センター | |
| 内職相談(予約不要) | 毎週火・金曜日 13:00～16:00 | 勤労福祉センター | 内職相談室(☎591-8551) |
| 住宅増改築(新築)・リフォーム相談 | 7月13日(土) 9:00～12:00 | 市役所相談室 | 地域経済推進課商工労政・観光担当(☎594-5530) 住宅増改築相談の当日の問合せは(☎591-1111) |
| 職業相談・雇用相談(予約制) | 毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 | 勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所 | |
| 健康・生活相談 | 7月8日(月) 9:30～12:00 | 健康増進センター(☎591-8251) | |

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑩

■成人後の消費者トラブルに注意してください

2022年4月1日から、18歳になれば大人になることが決まりました。今は、18歳の未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、原則として契約を取り消すことができるとされていますが、成人年齢が引き下げられた後は、18歳の高校生であつても未成年者取消権を行使できなくなります。成人したばかりの若者は、契約に関する知識や社会経験が乏しいこともあり、契約内容をよく理解しないまま契約を結んでしまうことがよくあります。また、未成年者取消権を失う新成人を狙った悪質な業者もいます。

大学の先輩から、簡単にお金を増やせる投資教材があると勧められた。先輩もやっているのだから大丈夫だろうと思ひ消費者金融から借金をして50万円支払った。教材の内容が複雑でよくわからず、思ったように稼げない。同じ教材を友人に勧めれば紹介料がもらえと言われたが、購入してくれるような友人もいないので、解約返金してほしい。

「初回格安でお試しできます」とのネット広告をみてエステに行ったところ、「20回継続しなければ効果がでない」と30万円のエステコースと化粧品を執拗に勧められた。お金がな

いと断ったが、分割なら月々の負担も少ないと言われて、クレジットカードを勧められ契約してしまったが、解約したい。

上記のような相談が成人後に多く寄せられます。このようなトラブルに遭わないためには、契約する前によく考え、その場ですぐに契約することはやめましょう。業者からうまい儲け話をされても鵜呑みにしてはいけません。借金を勧める業者は特に注意が必要です。クレジットカードも安易に契約することは避けましょう。お困りの時は早めに北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます。)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

注目情報

お知らせ

募集

イベント

スポーツ

保健・子育て

安心・安全

まちの話題

掲示板

ひろげよう!

市民活動の輪

第9回

～地域活動を始めてみよう～

市民の皆さんによる公益的な活動を紹介します!
関くらし安全課市民協働担当(☎594-5521)

秋桜(こすもす)

こすもす
秋桜は昭和63年からまちづくり、子どもの健全育成に向け活動している市民公益活動団体です。



○活動内容

バルーンアートをメインとし、マジック等のパフォーマンスをしています。実演するだけでなく、一緒になってバルーンアートを作り子どもたちと楽しく活動しています。細長い風船で作製していくバルーンアートは30種類以上あり、子どもたちにも大人気です。

【バルーンアートお品書き】

- ・キリン ・プードル
- ・ライオン ・かめ
- ・ピストル ・剣
- ・うさぎ ・ひこうき
- ・その他多数



○活動場所

こすもす
秋桜は大道芸的にどこの場所でも活動しており、今までも福祉まつりや水辺まつり、障がい者支援施設などで実演してきました。

イベント等への出演は無料です。
下記までお気軽にご連絡ください。

秋桜(こすもす)

TEL 090-8441-7657

メール hide3.geemin@ezweb.ne.jp

市民ギャラリー



「春來たる」
下田 誠司さん



「木蓮」
坂井 恭子さん



「青空に舞う」
嘉藤 長吉さん



「都わすれ」
笹川 周さん

光彩写真クラブ

むらさき俳画の会

きたもと短歌会

春や春からし菜を摘み芹を摘み
わが飲食のまことかぐわし
八十歳を過ぎれば自由になれるかと
思いし日ありだるまさん転んだ
このごろは読むこともなき葉半紙の
『若菜集』なりわれの青春
傍らに泣くしか出来ぬ赤ちゃんを
ほったらかしにしてママスマホ
音のみに夜間飛行機遠ざかる
熊谷空襲のかの夜のごとく

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 伊藤 知代 | 岩本 友子 | 牧野 満佐 | 武井 金子 | 佐藤 則子 |
|-------|-------|-------|-------|-------|